

帰宅困難者に関する既存施策一覧

資料4

施策種類	現状	施策例（実施主体）	：行政、	：民間	
1 帰宅者数の低減（混雑緩和）	1.1 安否確認情報の提供	徒歩で帰宅するか否かの判断は、自宅の状況や家族の安否を確認できるか、自身が安全であることを家族に伝えられるかによるところが大きい。	災害用伝言ダイヤル（NTT）、携帯電話災害用伝言板（携帯電話会社各社）、web171（NTT） 一般企業・官公庁向け安否確認システム（複数企業） 登録しているビル及び学校の安否情報の放送（ニッポン放送）		
	1.2 「むやみに移動を開始しない」ことの企業等への周知	多くの人が一斉に徒歩で帰宅すると、歩道が渋滞し、混雑により負傷者が発生するなど危険性が高まる。また、一部の人が車道にあふれ出ることなどにより、救急活動や緊急輸送等を阻害する可能性がある。	昼間区民に対する意識啓発（千代田区） 一斉に帰宅の行動をとらないことを求めた条例の制定（文京区）		
	1.3 企業・学校における備蓄等	企業や学校の食料や水等の備蓄はまだ少ないのが現状である。一斉帰宅による混乱に伴う負傷等の危険性軽減や、歩いて帰るのが困難な従業員や学生等への対応の観点を考慮すると、従業員や学生等をしばらくオフィスや学校等の中にとどまらせることが望まれるが、その場合、食料や飲料水等が不足するおそれがある。	地域防災計画に基づく企業等の食料備蓄対策の推進（東京都、新宿区） 食料等備蓄に対する補助金制度（千代田区） 企業等の水・食料等の備蓄（各企業等）		
	1.4 大規模集客施設での場所の提供等	遠方からの買い物客や行楽客など、地震発生後の公共交通機関の運行停止時に、行くあてが近くにはない人々が、繁華街地区等で多く発生する可能性がある。これらの人々を、大きな収容能力がある大規模集客施設等に一時的に収容してもらわないと、路上が混乱して災害応急対策活動が阻害されるおそれがある。	公共施設の休息・情報提供施設としての利用（東京都） 企業による施設の提供（明治安田生命） 会館やホテルの宴会場・ロビー等の休息施設としての利用（厚生年金会館と新宿区、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会と新宿区・練馬区、ホテルとさいたま市・練馬区など） 大学の休息施設としての利用（千代田区）		
2 帰宅の円滑化	2.1 一時休憩施設の確保・帰宅支援情報の提供	発災時には多くの徒歩帰宅者の発生が予想される。できるだけ混乱を避けるとともに、徒歩帰宅中の疲労・負傷等を防ぐためにも、飲料水やトイレの提供等を行う一時休憩施設の確保や帰宅支援情報の提供等が必要になる。	帰宅支援の対象道路の指定（東京都） 都立学校における帰宅支援ステーションの設置（東京都） コンビニエンスストア等の帰宅支援場所としての利用（コンビニ・ガソリンスタンド等） 帰宅困難者支援場所の指定（千代田区） 帰宅困難者対策地域協力会の整備（千代田区） 帰宅困難者対策に関する総合的な取り組み（新宿区） エイドステーションの設置（日本赤十字社） 区施設の災害時帰宅支援ステーションとしての利用（板橋区） 徒歩帰宅途上の飲料水の提供（東京都と（社）全国清涼飲料工業会） 自治体による徒歩帰宅訓練（新宿区、千代田区） 地域による徒歩帰宅訓練（富士見・飯田橋駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会） 災害時帰宅経路案内板の設置（郵便局） 条例における帰宅困難者対策の役割分担の明確化（千代田区）		
		3.1 来場者の誘導	地震が発生し鉄道が停止している場合、鉄道の再開を待つ人や運行状況を確認しようとする人が多くターミナル駅に集中し、来場者の誘導がうまくできないと、大きな混乱を引き起こす可能性がある。	地域防災計画に施策実施を位置づけ（東京都）	
3 駅での混乱防止	3.2 ターミナル駅への集中の回避	地震が発生し鉄道が停止している場合、帰宅を考えている人に対してあらかじめ適切な情報提供ができないと、運行状況を確認しようとする多くの人がターミナル駅に集中し、大きな混乱を引き起こす可能性がある。	運行情報の提供（鉄道各社）		
		4 帰宅困難者の収容対策	「1 帰宅者数の低減（混雑緩和）」 1.3 企業・学校における備蓄等、1.4 大規模集客施設での場所の提供等 参照		
5 代替交通機関による帰宅支援	帰宅困難者が長期間にわたり企業等にとどまることには限界があり、できるだけ早い段階で、鉄道が運行している区間まで代替バス等を利用して、多くの帰宅困難者を輸送できるようにすることが望ましい。	バス・船舶による代替輸送のための協定締結（東京都）			
6 救援活動の担い手として帰宅困難者に協力要請	都心部等においては、地震時には、多数の帰宅困難者が発生する一方で、救急・救助活動、救援活動のために必要な地域の対応力が大幅に不足する可能性がある。	条例による帰宅困難者の責務の明確化（千代田区、文京区）			

（ ）内に記載した機関名はこれまでの文献調査、ヒアリング調査で主な対策実施機関として確認したものであり、必ずしもここに挙げた機関だけが実施しているということを示すわけではない。